

石巻市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき渡辺拓朗監査委員は除斥しました。

令和4年3月3日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

- | | |
|-----------|---|
| 1 監査対象部課等 | 議会事務局 |
| 2 監査期間 | 令和4年1月24日から同年3月3日まで |
| 3 監査対象範囲 | 平成30年11月から令和3年12月までに執行された一般事務及び財務に関する事務 |
| 4 監査場所 | 石巻市監査委員事務局及び現場 |
| 5 監査結果 | 一般事務及び財務に関する事務について、処理状況を試査したところ、特に指摘事項等は認められませんでした。 |